

介護老人保健施設 かわた
虐待防止のための指針

1. 基本的な考え方

当施設では、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、防止とともに早期発見・早期対応に努め、次の行為のいずれも行いません。(別表参照)

(i) 身体的虐待 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
(ii) 介護・世話の放棄・放任 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
(iii) 心理的虐待 利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心的外傷を与える言動を行うこと。
(iv) 性的虐待 利用者にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
(v) 経済的虐待 利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

2. 虐待防止検討委員会その他の施設内の組織に関する事項

- (1) 当施設は虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めるととします。
- (2) 委員会の委員長は施設長とし、委員会の委員は看護師、介護支援専門員、介護職員とします。
- (3) 身体拘束廃止委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合があります。

- (4) 委員会は、必要な都度担当者が招集します。
- (5) 委員会の審議事項は次のとおり実施します。
 - ①虐待防止のための指針の整備に関すること。
 - ②虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ③虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ④職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
 - ⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。
- (2) 研修は年1回以上行います。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施します。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が従業員であった場合は、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。
- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。
- (2) 施設内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し速やかな解決につなげるよう努力します。
- (3) 施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めます。
- (4) 当施設内において虐待が行われる事案が発生した場合は速やかに虐待防止検討委員会を開催

し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

(5) 必要に応じて事実を公表し、関係機関や地域住民に説明を行います。

(6) 虐待が発生した場合の対応については「市町村・都道府県に高齢者虐待への対応と養護者支援について（厚生労働省老健局）」を参考に対応します。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

(1) 虐待等の苦情相談については、苦情相談担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。

(2) 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払います。

(3) 対応の流れは、「5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制」に依るものとします。

(4) 対応の結果は相談者にも報告します。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設 HP において、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

3 に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう常に研鑽を図ります。

附則

この指針は令和3年4月1日より施行する

別表 厚生労働省 高齢者虐待防止の基本 養介護事業者による高齢者虐待類型

区分	具体的な例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱いシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。など <p>②本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など <p>③「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制</p>
ii 介護・世話の放棄・放任	<p>①必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>②高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの内服をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など <p>③必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要な眼鏡、義歯、補聴器があっても使用させない。など

	<p>④高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など <p>⑤その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
<p>iii 心理的虐待</p>	<p>①威嚇的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅かす。など <p>②侮辱的な発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など <p>③高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など <p>④高齢者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など <p>⑥心理的に高齢者を不当に孤立させる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など <p>⑦その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子での移動介助の際に、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

iv 性的虐待防止	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつを交換したりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など
v 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

※身体的虐待における暴力行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。

「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要ではない。例えば、人に向かって石を投げまたは棒を打ち下ろせば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

（東京高裁判決昭和 25 年 6 月 10 日）